

松島町障がい者活躍推進計画

松 島 町 長
松 島 町 議 会 議 長
松 島 町 教 育 委 員 会
松 島 町 選 挙 管 理 委 員 会
松 島 町 代 表 監 査 委 員
松 島 町 農 業 委 員 会

I 策定にあたって

1. 趣旨

障がい者の職業の安定を図ることを目的とした、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく、「障害者雇用対策基本方針」が令和5年3月に改正されました。それに伴い「障害者活躍推進計画作成指針」が改正されたことを踏まえ、本町における障がい者の活躍の推進に関する取組をより一層進め、同一の職場に長期に定着し、障害者一人ひとりが、特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めることを目的として、障害者雇用促進法第7条の3第1項の規定による松島町障がい者活躍推進計画を策定します。

2. 策定主体

この計画は、松島町長、松島町議会議長、松島町教育委員会、松島町選挙管理委員会、松島町代表監査委員及び松島町農業委員会（以下「各任命権者」という。）が連名で策定します。

3. 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、応じて計画の見直しを行います。

4. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、全職員に周知するとともにホームページへの掲載等により公表します。

また、数値目標の達成状況について、毎年、ホームページへの掲載等により公表します。

II 目標

1. 本町における障がい者雇用に関する現状と課題

本町においては、平成23年度から法定雇用率が未達成の状況が続いていたため、令和2年3月に松島町障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者採用職員の募集や公共職業安定所等関係機関と連携を図るなどして、障がい者雇用に努めてきたところであります。

しかし、平成30年度以降正職員障害者採用募集には応募がなく、令和4年6月1日時点において、必要な障がい者雇用人数は国の基準以上となっているものの実雇用率は2.26%で、法定雇用率2.6%には至っていない状況となっています。

※令和4年6月1日現在における障がい者雇用状況

法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者雇用人数	実雇用率
177.0人	4.0人	2.26%

2. 採用に関する目標

国及び地方公共団体においては、法定雇用率が令和6年4月1日に2.8%、令和8年7月1日に3.0%へ引き上げられることから、この法定雇用率を達成することを目標に設定します。

項目	目標	
	令和6年4月1日	令和8年7月1日
障がい者実雇用率	2.8%	3.0%

3. 定着に関する目標

障がい者である職員に対し必要な配慮等を行い、意見・要望を聞きながら安心して働くことができる職場環境を整え、労働環境や適職選定等の問題による不本意な離職者を極力生じさせないように務め、障がい者である職員の定着率及び離職率について、次の通り目標を設定します。

区分	項目	現状 (令和2年度以降採用)	目標
正職員	採用3年後の定着率	100%	100%
会計年度 任用職員	任期中の定着率	100%	100%

4. 職場等の満足度に関する目標

障がい者である職員がその能力を有効に発揮するためには、業務内容や業務量、作業環境、サポート体制等の職場環境を継続して確保することが重要であるため、年1回のアンケート調査による職場等の満足度について、次のとおり目標を設定します。

項 目	目 標
障がい者である職員の職場等の満足度	80%

※アンケート調査項目

次の各項目について「満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満」で回答

- 1 障害種別
- 2 全体評価
- 3 業務内容
- 4 業務量
- 5 作業環境（作業スペース・動線、機器・設備等）
- 6 職場環境（サポートや相談体制、職場の雰囲気等）
- 7 障害特性に応じた配慮
- 8 その他要望等

III 障がい者の活躍の推進に向けた取組

1. 体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課総務管理班長を選任します。
- (2) 障害者職業生活指導員を選任し、宮城労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、障がい者の職場適応の向上及び職業生活の充実を図り、働く意欲のある障がい者が能力を十分発揮できる職場環境の整備に努めます。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新規採用及び人事異動その他定期的に面談を実施し、障がい者の特性・能力等と職務が適切な選定となっているかの点検を行い配置を検討します。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 年に1回以上障がい者である職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

- (2) 職員の募集については、法定雇用率の達成に向けて継続して募集するものとし、公共職業安定所等関係機関と連携を図り実施します。
- (3) 募集及び採用にあたり、採用前に職場見学等を実施し、障がい者の意見・要望を踏まえ、必要に応じて環境整備及び勤務条件等を検討します。
- (4) 年次有給休暇及び各種休暇制度の利用を促進します。

4. その他

障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

令和5年4月作成